個人情報を記載した書類の誤交付について

　このたび、当センターにおいて、A 患者の手荷物に、B 患者の保険証が入った紙袋が混入していた事案が発生しました。このような事態を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

１　書類に記載されていた個人情報
患者の氏名、性別、生年月日、住所

２ 事案の経過
〇令和７年１１月１６日（日）
・B 患者が緊急入院した。
・看護師が、B 患者から持参薬が入った紙袋（以下「紙袋」という。）を預かった。紙袋の中に保険証が入っていたが、持参薬以外のものが入っていないかの確認を怠ったため気が付かなかった。
・預かった持参薬は、薬局での鑑別のためナースステーション内に設置している専用ボックスに入れることになっているが、ボックスが満杯だったため、紙袋ごとボックス横に置いた。
〇令和７年１１月１８日（火）
・看護師が、ボックス横のテーブルで、A 患者の退院時に渡す書類や持参薬の確認を行った際、紙袋の中身を確認せず、A 患者の持参薬として誤認し、A 患者へ返却するものとして仕分けした。
・看護師が、A 患者の退院の際に書類や持参薬を渡したが、中身に間違いがないか A 患者に確認してもらうことを怠った。
・A 患者より、退院時に持ち帰った手荷物に、保険証が入った他人の紙袋があると電話があり、誤交付が発覚。病棟看護師長が謝罪した。
・病棟看護師長及び事務員が A 患者宅を訪問し、紙袋を回収するとともに謝罪した。
・病棟看護師長が、B 患者に保険証を返却するとともに謝罪した。

３ 誤交付の原因
・看護師が B 患者から紙袋を預かった際、持参薬以外のものが混入していないか、確認を怠ったため。
・看護師が、預かった持参薬を所定のボックスに入れず、紙袋ごと横に置いていたため。
・看護師が、A 患者に渡す書類の確認を行った際、紙袋の中身を確認せず、A 患者の持参薬として誤認し、A 患者へ返却するものとして仕分けしたため。
・看護師が、持ち帰る手荷物がすべて自身のものであるか、退院の際に A 患者に確認してもらうよう声掛けを怠ったため。

４ 再発防止策

・発生部署において、手荷物を預かる際は内容確認するよう指導した。

・併せて、退院時に持ち帰る手荷物がすべて自身のものであるか、退院患者に確認してもらう声掛けをするよう指導した。